

明治三十三年十二月二十六日發行

明治三十三年十一月一日發行

次 目

社 說

◎先づ自ら監みよ

論 說

◎宗教的品性とは何ぞや 楠 龍 造

社 會

◎省令第三十九號に付て◎内務省令に

對する當局者の答辯◎内務省の訓令◎

總務員會◎内務兩局長の通牒◎質問

雜 錄

◎北游襍記(承前) 文學士 本 多 高 陽

信 界

◎橋慢なる私 曉 鳥 敏

會 報

◎印度饑饉寄附金の報告

改 教 時 報

第 四 十 號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認教制度を調査すること。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

政教時報

先づ自から鑑みよ

維新以來政府が宗教に對する行動を始め、其他所謂政事家の談論官吏の處置等を觀察するに、余輩は甚だ其意を得るに苦しむ事多し、而して其山縣内閣たるは伊藤内閣たるを、將た又何人の内閣たるを論せず、外に對しては常に最大軟派として徒に外人の鼻息を窺ひ、外國宣教師の一語にさへビク／＼し、深く列國に對して恐怖心を抱き、嚴然として帝國の體面を維持すること能はず、之に反して、内、國民に對しては却て嚴峻酷薄なる態度を取り、自家の貪慾飽くなき慾張心と其失敗の歴史を顧みず、其干渉監督に至らざるなく、甚しきは其行政權を濫用せんとするものさへありしは既往の歴史、明かに之を證明し、立憲治下の政府として余輩が最も遺憾とする所也。

法治主義は今日の時勢に於ては、固より止むを得ざる所、しかも其弊や、徒に法理一點張の解釋を事とし、机上の草案、深く國民刻下の實狀を考察せず、又其實施の如何に弊害あるやを極めずして、直に行政命令を以て之が實行を迫らんとする如きは、蓋し當局者の最も慎重し、最も注意すべき事に非ずや、余輩は固より徒らに辯を好むものに非ず、余輩の言はんとするは實に止むを得ざるに出づる也、内務省が先に省令第三十八號を出すや、之に對する幾多の質

○政教時報第二十九號目次

- 社 說 南清の動亂
- 論 說 宗教的品性とは何ぞや (楠龍造)
- 社 會 廈門暴動と東本願寺等
- 雜 錄 北遊雜記 (本多文學士)
- 會 報 近角氏の消息等

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず
- 三、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 四、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全 國
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

- 一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
- 二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十三年九月三十日印刷

發行兼編輯人

上村幸三郎

疑百出し、各宗の之に對する交渉質問も其要領を得ず、内務省の之に對する答辨通知も模倣として雲影を捕捉するが如く八月一日を以て發布し五日より施行しつゝある省令は六十有餘日の久しきを經過するも、尙其解釋區々として一定する所

あらず、一言にして之を蔽へば不得要領の外なき也
 思ふに、國家が尙其法令を布くに當りてや、極めて慎重周密ならざるべからず、然るに政府は寄附金募集に對し其行爲を取締らんが爲に省令を發布し、之に對する解釋すら確定せざるに拘はらず、信徒が些々たる物品を住職に贈與し、或は供物米の如き慣習常例たるものに對しても、警察官は一々之に干渉し、許可を得ざれば之を寺に持ち行くべからずと説諭し、或は熱心なる信徒が、其信仰上より私財を投じ、宗教の爲に公益の爲に一事業を経営せんとするや、其寄附を妨げんとする警察あり、省令は單に募集行爲を取締るものなれども事實は之に反して宗教の爲に寄附せんとする意思迄も壓抑妨碍せんとするの傾向あり、而して汝等は宗教を宣布せず、公益事業をなさずと云ふ、間接に其糧道を絶つるの策を講じ、此の如き束縛の下に益々其自由の行動を束縛するあらんとす、省令にして明かに勸募行爲を取締るものとせば、政府は充分明白に各府縣知事に令し、先づ其自己の部下たる警察官を召集し、此の如き心得違なき様充分に訓諭し、而して後何ぞ之を實施せざるや、
 省令にして若し明かに寄附金の募集のみを取締る者とせば、寄附金の文字に物品までも含蓄せりと思へる愚物に對して何

ぞ之を説明せざるや、若し夫れ内務省にして物品に對しても同様の規定を準用せらるゝの意思あらば、追々は餅や團子の贈與に迄も干渉して人の笑を招かるゝも一興なるべし、政府者は常に其机上の空論より、本令は寄附や贈與を禁せんとするものに非ずと辯明せらるゝならんも、巡查の如きは存外譯のわからぬ人物もあることなれば、事實既に此の如き干渉を試みたることは、余輩が歴然其證據を有するを以て、一言此に注意し置くなり、且又余輩の聞く所によれば一地方に於ては極めて嚴密に之を厲行し、他の地方に於ては、毫も顧みる所なく人をして轉た怪訝の念に堪へざらしむと云ふ、此の如くんば何の日か果して能く行政命令の統一をなし得べきや、

余輩の又聞く所によれば規定に従ひ之が許可を願出づるも、政府は或は警察に命じて募集人の人物を取調べしめ、或は其願書のアナサガンに日を費し、遷延數日容易に之が許可を與へず、遂に其募集の機會を損し、人をして無用の費用を費さしめ、其許可指令の待ち遠しさを嘆く者往々之ありと傳ふ、此の如くんば人をして益々其許可を願出づるの繁に堪へずして遂に止むなく省令違反者を輩出するに至るべし、當局者は此の如く宗教家を苦しめ其違反者を生ずるを見て手と拍て快哉を呼ばんとするか、不親切も此に至らば又極まれりといふべし、

區々一省令の如き余輩は敢て猥りに反抗せんとするものに非ず、然れども其省令の實施後當局者は既に右に記するが如き

不親切を働き、右に記するが如き失敗をなし、自ら先づ此の如きの誤解をなしたるものあり、人を責めんと欲すれば先づ自ら正しうすべし、當局者は以上列擧するが如き事實に對し自ら耻づる所なきや否や特に余輩が政府に問はんと欲する所は寄附金募集に關し、獨り宗教に對して此の如き制限を設けたるは豈に不公平極まる處置に非ずや、蓋し寄附募集をなす者、或は教育を名とし、或は銅像建設を名とし、或は慈善を名とし不正の行爲をなすもの少からず、然るに此等は只警察の監督に任すのみにして、毫も許可を願出するの要なきは何の理由に依るか、某公園に設立せられたる有名なる銅像は設立者に於て半ば之を消費し、銅像が瘦せたりとの噂あり、或は教育會の如き美名を以てする者にも往々言ふに忍びざる醜聞を耳にせしことなきに非ず、而して獨り宗教家に對し此の如き繁雜なる手續をなさしむるは抑々何の理由に據るか、讀者希くは、明治政府の對宗教方針が那邊に存するかを此一事に依て深く念頭に印刻せよ、

更に當局者に問はん、此に法人の主たる事務所の位置は長崎にあり、而して其寄附金募集の區域、特に北海道札幌の一地方に限りたりとせよ、此時に當り、其許可を願出するは長崎縣の地方長官に宛つべきや、又北海道廳に於てすべきや、第三條の法文は、長崎縣知事に出願するものに似たり、然れども、長崎縣知事は、自己の管轄外たる北海道廳に於て募集せんとするものを許可する機能ありや否や、或は又募集地に於て地方長官の許可を願出づるものと假定せよ、北海道廳長

官は願書不明の廉あるを以て長崎にある法人の代表者に出頭を命じたりとせば如何、以て其手數の繁雜なるを推察するに難からざるべし

嗚呼、政府は此の如く不完全不公平、曖昧模糊、百度之を質問するも遂に其要領を得ざるの省令を發布せり、嗚呼政府は如何に之を糊塗せんと欲するか、

余輩の初め此省令を見るや恐く當局者は獨乙の法人財産取得制限法（アモールチザチランスゲゼツ）などより思ひ付きたるものならんと推想せしが、嚴明なる獨乙の宗教法といへども獨り宗教にのみ對して省令第三十八號の如き取締をなせしことなく且獨乙が時として宗教に對し監督を嚴にしたることあるは一方に於ては又大に宗教に對し與ふるの特權あり、又之を保護扶翼したるの報酬のみ然るに是を之れ揣らす唯不公平なる監督の方面のみ實行し、他方に於ては放任的の公平なる態度を紐はんとするが如きは、是れ尙人に與ふる所あらずして奪ひ、罪なきものをして特に罪を犯さしめ責むべからざるもの責むるの類のみ、嗚呼醒醒として此の如き些事に迄干渉せんとする政府の小刀細工は今後益々宗教家をして激昂せしむるの種ならざるはなし、

今や山縣内閣は外交問題の爲に一頓挫を來し遂に總辭職をなすに至りぬ然れども後に來るべき内閣も亦是れ對外軟に至りては恐く同一轍にして、殊に宗教の局に當る者の方針も又異動なるべきを以て、此に省令の不完全を列記し、永く彼等の罪惡を記憶し併せて宗教家の注意を促す、

嗚呼人を責めんと欲すれば先自ら窺みよ、宗教行政の局に當る者深く再思三省し卿等にして若し無聊に苦まば徒に不急の法令を出して却て地方行政の圓滑を欠かんよりは、寧ろ社會道德の緊要なる問題に關し、宗教家を督勵して大に國家の進歩發達と社會の公益とに着眼する所あれ

入論 三説

宗教的品性とは何ぞや(承前)

保守的の佛教者の多くは釋迦世尊の一生涯を超人間的に解釋し、神秘の中に葬りて其真相を不明たらしめ、之れ佛陀の佛陀たるの不思議の威徳ある所以と揚言し、また其真相を明白にして取るべきを取て、一般人民の摸範とすべきものを示さざるは、實に重大なる缺點と云ふべし、彼等の常に口にする所をきけば、八相作佛はこれ佛陀たる人の先天の形式にして前佛後佛相同じと、吾人はこれらの論者多言するの煩を欲せず、唯だ自ら信する所自ら見る所を告白するを以て足れりとせんのみ、釋迦世尊も東西古今の偉人聖賢と同一く、時代の産たるや疑ふべからず、紀元前六七世紀の頃は、婆羅門族大に暴横を極め、獨り其權勢威福を恣にして自己は何等の守る所あらず、さればそが反動として之に抗せんとする風漸く起り、吠陀(Veda)の輕重さへ問ふものあるに至れり、數論の迦毘羅(Kaivalya)は吠陀の外に二元的教義を唱道し、願世學派の

新婆迦(Carvaka)は婆羅門に反對して極端なる快樂主義を主張し、其他種々の學派人物起りて革新を計るもの續々生起せり、闍伊那派の跋陀摩那(Vardhamana)の如きは、實に佛教の先驅をなせるものと云ふべし、斯の如く當代の風潮は、皆な婆羅門の革新を望み、釋迦世尊は實に時代の要求に應じた一大偉人なり、決して藪より棒が出で来るが如き、突然无意味ものにはあらず、佛教者の所謂機縁純熟して佛陀出世すと云は此の如きを云ふのみ、されば釋迦世尊の婆羅門に對する關係は、一の改革者一の改善者と云ふべし、其の无常の教義の如き、无我の教義の如き、苦空の教義の如き、涅槃の教義の如き、其間固より多少差異の存するものありと雖、從來既に婆羅門に談する所のものたり、其儀式制度に至ては、釋迦世尊は極めて痛快なる態度をとり、放恣なる四姓の階級を打破し、繁雜无意義の祭祀制度を廢却し、大に平等主義人類同胞主義を主張せり、釋迦世尊は腐敗せる印度の宗教と社會に向て、之を刷新し之を改善し、生命と元氣を附與せるものなり、その一生涯の任務はまさにこれにあり、これより進で其幼時より出家世道に至るの經歷を概観するに、彼は幼時に於て文に於て武に於て極めて完全なる教育を受けたり、文學上の師として跋陀羅尼(Bhadra)の如き毘舍密多羅(Vishamita)の如きあり、武事の師としては釋提婆(Kehuleter)の如きあり、而して何れにも能く熟達せるもの如し、武事藝術に關しては、左の一話によるも其精練なることを知るべし、一日親族淨梵王に忠告して曰く、悉多太子は早年既に結婚し、而して深宮

の快樂に耽りて身體を怯弱ならしむるは、一族に首長たる所以の道にあらざり、此處に於て悉多太子は日を卜して、一族の同年輩をわつめ後園に武技を試むるに至れり、其結果弓箭角力等の體技に於て最優者の地位を占め、その武道に於ても決してあなどり易からざるものあるを示せり、釋迦世尊の幼時の教育は當時に在て完備を盡せるものたるや疑なし、此の如き素養準備ありしが故後來社會に解脱の福音を傳ふるにあたり、種々の宗派學派の中は屹立し、其宗義を非難のため動搖さるるが如きことなかりき、悉多太子は高等の智力を有し、決して感情一方の人にあらず、亦世間上地位權勢富貴等に於て尤も完全にして不足を訴ふるの境遇にあらず、此の如き境遇此の如き人にして、然も活氣の盈滿せる青年時代に眞摯に宗教的安心を求むるに至れり、嗚呼誰れか宗教は單に感情的のものなりと云ふか、亦失意のため必用なりと云ふか、亦愚夫愚婦のためのみに必要なりと云ふか、亦老人の爲のみに必要なりと云ふか、若し眞に宇宙の何物たる人の何物たるかに想到し、生住異滅且くも止らざる世相を觀察し來り、「自己は何者なりや」「自己は何を爲すべきか」の問題を決定し、意義ある生活を送らんと欲せば、眞正の活動をなさんと欲せば、必ずや宗教を求めざるべからざるなり、悉多太子は生老病死のはかなき世相を觀し、「眞正に人間は何をかなすべきか」を決定せんがため、出家求道するに至りしなり、これ豈に吾人を教ゆること微少ならんや、大道を求むるもの必ずしも父母を棄て家を棄て妻子を棄るを要せずと雖若し求

道のため暫く之を避くるの要あるにあたり、之を避けんぞ欲して避くる能はざるは人情の弱點なり、然るに悉多太子は一個貴公子の身を以て、愛々たる妻子を棄て、富貴權勢を棄て決然城を脱し煩累をどき、无上菩提を求むるに至りしは何たる勇烈ぞ、所謂情夫も立つべく怯者も踊るべし、釋迦世尊の求道のため夜半城を踰ゆるに至りし所以のもの此の如し、而して阿伐彌(Avami)の深林に達するや、愛馬健陀(Kantakana)及び伴ひ玉へと絶がる車匿(Channa)を故城に歸らしめ、珍妙衣を捨てて袈裟を着し、一個の乞食僧となれり、深林に住せる婆羅門の學者跋伽婆(Bhagava)に遇ひ、道を問ふ、彼は答ふるに禁欲を以て解脱の要因とし生天を以てそが大果報とせり、悉多太子は固より之に満足すると能はざりき、更に轉して數論の學者阿羅邏迦闍(Arakaranda)鬱陀羅摩子(Dhruva) Manu)の二人に道を問ひたれども、共に満足すると能はず、此に於て眞正の解脱の大道は他人に依て求べからず、自己の力に依て之を得ざるべからざるを悟り、尼連禪河の東岸なる象頭山(Gayachetra)に止り、勤苦六年、出でては食を乞ひ入ては端坐正念、一麻一米、尅己精勵、以て修行工夫せり、然れども徒らに身を苦ましめ心を惱すのみにて、更に其効を見ざりき、一日思らくただに苦行の下に心身を疲勞せしむるは、愚の極なり、須く心身を健全にして道を求むべしと、此處に於て彼は清涼なる尼連禪河に沐浴し、一村女の乳糜を受けて之を食せり、而して尼連禪河を西に渡り、伽耶の畢波羅樹の下に坐し、我若し道を得ずんば再び此坐を起たずとの大決心を以

て思惟正念に住せり、吾人は斯の如く論叙し來りてひろかに思らく、嗚呼宗教は他人のことにあらずして自己のとなり、自己をして眞正の自己たらしむるものなり、然るに今の世人多く思らく、寺院教會腐敗せるが故僧侶墮落せるが故との口實を以て、全然宗教を棄却し去らんと欲せり、多少智識を有せる人は、現在の宗教中に迷信と弊害の混在せるの故を以て、全く不用に屬せしめんとするなり、夫れ然り寺院教會の墮落もあらん、僧侶牧師の腐敗もあらん、成立宗教中に迷信もあらん弊害もあらん、されど宗教は他人の事にあらず、若し自己か満足を與ふる宗教、他人によりて求め得べからずば、自己自身に之を求むべきにあらずや、自己に之を求めずして忽ち放棄すべきの理由あらんや、自己誠に之を求めば其得るあるや必せり、悉多の經歷はまさに此處に赫灼たる指南を與ふるものにはあらざるかと、而して悉多は畢波羅樹の下の正念思惟中、胸中種々に煩悶し苦惱し、あるは還宮の幸福快樂の妄想と戦ひ、あるは權勢地位の妄想と戦ひ、あるは疲勞困苦の敵と争ひ、あるは錯雜不明の敵と争ひ、種々の惡魔を降伏し終り、二月八日曉天明星ののぼるをみ、廓然として大悟する所あり、四諦の福音まさにこれ、釋迦世尊此處に於てつらく思惟しらく、我このまじ滅度をとらんか、果た衆生を教化せんか、うが同情心は遂に救濟解脱の運動に従事するに至れり、初に「アララカラマ」ウドラカラマブトラ」の二人の仙人を訪ひしに既に死去せし後なりき、それより鹿野園(Mrigudara)に至りて憍陳如等五人を度し、次に「バラナス」に至り耶會

(Tissa)の一族を教化し、「まかだ」國に赴く途中三迦葉に遇ふて之を改宗せしめ、「まかだ」國に於て大に頻婆沙羅王の歸依を得、竹林精舎に在て盛に說法せり、此時有名なる婆羅門舍利弗(Sariputra)目蓮(Maudgalyayana)の歸依を得たり、此の如く弟子の衆多なるに隨ひ種々の紛義を生ぜしを以て、此處に始て釋迦世尊戒律を制するに至れり、而して世尊は長く此の摩訶陀に住せり、而して其精神的感化大にわかりしど同時に、國家の物質的繁榮は大に衰頹して市民の反情を惹起せしもの、如し、吾人は原始佛教に在ては厭世隱遁的なりしとは蓋ふべからざる事實なるを知る、求道の手段としての厭世隱遁敢て不可とするにあらざる、されど人世を以て迷妄なりとして之を厭棄するは、人類國家を滅亡せしむるものにして、諸法の本眞に透徹せるものにあらざることを信するなり、大乘の諸法實相論によれば、人類は人類の天性を完全圓滿に發達せしめ、此人類をして佛陀たらしめ、この社會をして淨土たらしめざるべからざるなり、之れ吾人のとるべき確説にあらざるや、釋迦世尊の眞意は小乗の隱遁にありしか大乗の實相にありしか、こは別に筆を改めて他に論ずるときあらん、扱て釋迦世尊摩訶陀にありて說法に怠りなかりしが、一日「カピラ」の父王より使來り、目下大病にして一度見んと欲することを以てせり、此處に於て釋迦世尊は故城に歸り親戚故舊に會するに至れり、而して依然として乞食の法を守りたり、また耶輸陀羅、羅睺羅難陀等をして出家せしむ、父王は釋迦世尊に會見したる後三日にして死せり、一族集りて町重に之を火葬

し。世尊は熱心に无常觀を説けり、後また王舎城に皈る、途中阿耨樓陀優婆離等を徒弟とせり、其弟子たる人は如何なる階級たるか、如何なる職業たるを問はず、四姓出家同一釋子と稱して人爲的階級を打破せるは、世尊の偉大壯烈なる所なり、釋迦世尊は至る所歡迎を受けたり、而して所々方々に巡回して法を説き一日も寧日なかりき、晩年に及んで弟子の中に分裂するあり、其盛大を嫉むの徒あり、多少困難をきはめたる如く見ゆ、遂に八十にして拘尸那城(Kushinagara)の拔提河の茂林中に、弟子に圍繞せられ、戒の珍敬尊重すべきを遺言し、中夜寂然たるとき靜に涅槃に入れり、何等の清淨光潔をや、吾人は極めて器して世尊一生涯の行爲品性を概観すると此の如し、その經歷を一考し來れば我等に教ゆるもの豈に僅少ならんや、何人が其精神の尊重すべきを疑はん、眞正の宗教家の行爲は如何なるものなるか、品性は如何なるものなるか、人物は如何なるものなるかを知らんと欲する人は、乞ふ來て釋迦世尊を見よ、世尊は我等の父母なり師なり善友なり、之に親しみ教を受けて之に學ばざるべからざるなり

社 會

●省令第二十五號に就て 省令第三十九號が其文字の宗教法案に類するの故を以て、人をして宗教法案の燒き直しなるかの感を抱かしめたるは、假令誤解の點多きにもせよ、當局者と雖又其責を免る能はざるべし、蓋し第十四議會に粉

碎せられたる宗教法案は天下の公論が不俱戴天の敵として斬罪に處したるものにして、之に類するの文字は之を見るだも尚汚らはしく余輩の腦中に印刻せられたればなり

然れども本來省令第三十九號の基く所は實に民法第三十四條及施行法第二十八條との關係問題にして本來此法文の不完全なりしより、神社、寺院、祠宇、佛堂を除きて他の宗教團體は皆法人權を得るが如きの奇觀を呈するに至りしなり(昨年宗教法案に對する穂積、都築二氏議論參照)是れ實に余輩に取りては決して黙視すべからざる問題にして、完全なる宗教法の制定を見るに先ち、是非共民法或は其施行法の修正を希望し、此不權衡を改めざるべからざる、是れ實に至緊至要の事にして省令第三十九號に關聯する民法問題は是非共一定の成案を以て之に對せざるべからざる余輩は此法人問題に關し八月四日宗教局長が大谷派本願寺に送りたる書面は不可思議なる通知書と信するを以て本令研究の資料として記して參考の便に供す、思ふに第十五議會に於て宗教法案の出づべきや否やは未だ圖るべからざる、少くとも宗教法人に關する民法問題は必ず起るべきを以て讀者は之に對して大に注意する所あらんことを要す(八月四日の宗教局長の通知書は左の如し)

本年五月十五日發布の條例第五號及び二十日發布の告達第十二號による債券の義は其派に於て發行する義と認められ候果して然らば宗派は法人の資格なきものに付起債する事能はざる筋に候間右御承知の上相當の措置相成度此段申進候也

◎内務省令に對する當局者の答辯

本會の眞岡文學士は過日宗教局に出頭し、省令に對する疑義二三を質問せられたるに宇佐美内務書記官の答辯は左の如し

問、内務省令第三十八號に就ては不明の點もあり又誤解もある様なれば先其御主意を伺ひたし
答、省令第三十八號は近來宗教を名として寄附金募集をなすに往々不正の行爲をなすものあり依て募集行爲を取締らんが爲に之を發布せり

問、省令に依れば寄附金募集に就きての取締の如く思はるれども、北國邊の、或處には巡查來りて檀信徒の、米穀、野菜等を寺院に贈り或は供物米として集むるものにも種々の詰問を試み、或は寺院に來り賽錢箱の吟味をなすものあり物品に就ても同様の心得をなすべきや如何
答、物品に就ては未だ規定せず、されど目下伺中のものもあれば、單に寄附金募集のみを取締るか又は物品に付ても同様の規定を準用するかは今尙未定なれば不日一定して指令する所あるべし

問、管甲第四五號の通牒によれば「任意申合せ寄附をなし其間勸募と認むべき行爲なきものは該省令に關係なしとの事あり寺院の檀信徒中には主なる世話方二人あることありは三人、五人、十人とありて寄附申合せの相談をなし其間に立ちて斡旋の勞を取るものあり、寺院の住職が勸募する時、異り、是等世話方が各申合せをなすも奔走盡力する者は矢張り募集者と認めらるゝや、任意申合せといふも其意義廣くも見られ又狭くも

解釋せられ、寛大に見れば凡て任意申合せとなるべく、
嚴酷に取締れば、意外にも多数の省令違反者を出すべ
し甚漠然たるものに非るか

答、そは事實問題にて、事實勸募の行爲と認むべきもの
らば省令の規定に従はざるべからず

問、募集許可を願出れば正式の手續を経れば凡て許可せらる
るや、又は許可すべからざるものに付何か内規の標準
ありや

答、内規なし

問、然らば何十萬圓の募集にても金額に制限を加へらる、
ことなきや

答、假令ば寺院を建築するに一萬圓あらば充分なるにも拘
はらず十萬圓を募集すとせば、其使用方法及募集に付
疑なき能はず、此の如く正當と思考する能はざるもの
は許可せず

問、大谷派に於て債券及教學資金募集の許可を願ひ出でた
りど聞く如何になりしや

答、教學資金百八十萬圓募集の事は土屋氏より聞きたる
も、其使用方法等甚漠然たるものなれば、本省に於て
一見信用するに足るべき様詳細に記載せられんには許
可すべき筈なり、故に其旨を話し置けり、又債券に付
ては、宗派は寺、檀信徒をも包含するものにて其範圍
も極めて漠然たるものなり又其檀信徒も常に改宗し或
は變動し、決して一定の人員、一定の範圍に限らる、
こと能はず果して然らば此等檀信徒迄も包含する宗派
を以て聯帶債務者とも認むること能はず

る書面を差出せと命じたるものにて、法人たるの權は
既に民法第三十四條に明かなるものにて只其手續とし
て此省令を發布したるのみこは大に誤解せるもの多き
由なれば何卒誤解なき様悟されし、

問、宗派は法人の資格なきものに付債券發行の無能力者な
りとせらるるも、事實宗派は獨立の財産を有するを以
て事實債券を發行し又は負債せば如何に處分せらる、
や

答、其借りた金額は管長のものになるか、又は全體のもの
になるか其負債もどちらに歸するか、未だそう云ふ例
なければ明かならず

問、演説、説教等に寄附を勸むるも差支なきや

答、明かに是の爲に寄附してくれといは、勸募の行爲
なり

問、各宗よりの質問の條項は差支なきや

答、あれは文字の上の様な意味ならば差支はなると申しま
した、併し心得違ひがあつては困ると申して置た
疑義は尙これにて盡きざるも、重ねて質問すること、し一と
先つ退出したりと云ふ

◎内務省の訓令 内務省は去九月十五日を以て左の訓令
を發しかり

訓第八七七號、
各教宗派の教師僧侶たる者は能く其教規宗制に率由して教
義宗旨を講明し専心一意布教傳道に従事すべきに拘はらず
近來動もすれば其職分を忘れ、或は公會に或は新聞雜誌
に政事を論議し、甚しきは政社に加入して時事に狂奔する

又民法施行法第十九條には「民法施行前より獨立の財
産を有する社團又は財團にして民法第三十四條に掲げ
たる目的を有するは之を法人とす」とあるも此法人の
代表者は民法施行後三ヶ月内に主務官廳の認可を請ふ
ことを要するにも拘はらず、其手續をなされたること
もなく

今日、宗派は法人なりと論せらるるも本省は之を認む
ること能はず、債券發行に付ては無能力者となすも止
むを得ざるることなり、但し大谷派とせずして本願寺が
債券を發行せらるる場合は差支なし

問、省令第三十九號は如何

答、此方は熟讀せらるれば直に明瞭となるへし民法第三十
四條は「祭祀、宗教、學術、技藝其他公益に關する社
團又は財團にして營利を目的とせざるものは主務官廳
の許可を得て之を法人と爲すことを得」

とあり而して施行法第二十八條には當分の内、神社、寺
院、祠堂、及佛堂には之を適用せず、然るに、神社、寺院、
講社の如きものは民法第三十四條より宗教の二字を取
除かざる以上は許可を得て當然法人たることを得るは
明かなる事なり

然るに此等の社團又は財團には極めて曖昧なるものあ
り危険なるものもあり、其法人たる許可を願出したる
時は、内務省は一應之を取調べざるべからず、即參考
のため許可申請の時必用なれば設立者に定款又は寄附
行爲の外省令第三十九號の如く六箇の事項を記載した

者有之哉に聞く斯の如きは教師僧侶たる者の本分に背き、
教宗派の規定を蔑如するのみならず、其身を政社に列する
如きに至りては明かに國家の法令に觸るるものと謂はざる
を得ず如此にして尙之を不問に付し教宗派の規律之が爲に
弛緩する如きあらば管長に於ても亦其責なしとせず、就て
は此際其教宗派内の教師僧侶に對し自今右等心得違なき様
充分戒飾を加ふると共に平素教規宗制の規定を嚴守し、其
教宗派の規律を保持する様篤く注意すべし
右訓令す

明治二十三年九月十五日 内務大臣 侯爵西郷從道

◎總務員會 本郷警察署長は本會の役員を招喚し、綱領

中、政治に關することあるを以て、綱領を改め、今後政治に
關する行動を慎むべし、然らざれば勢、政社と認めざるべ
からざるを以て、政社の届出をなすべき旨を達したるを以て
本會は總務員會を開き、何分の返答をなすべき旨答へ置きた
り(別項内務省訓令を参照せば、讀者は這般の意味を解する
に難からざるべし)

九月二十七日午後三時より本郷森川町中通二百四十號に新設
したる本會事務所に於て、久我會頭始總務員諸氏來會せられ、
種々評議の末、綱領第五條を左の通修正せり

五、公認教制度を調査する事

左の如く評決し其旨を届出で、從前の如く宗教團體にして政
社に非る旨を辯明し置けり

◎内務兩局長の通牒 本年八月一日内務省令第三十八
號を以て各宗派に對し債券又は寄附金に關する制限を設けら
れしが右に付西本願寺は此程内務大臣へ伺書を差出し省令

第三十八號の第三條に對し檀徒信徒が任意申合せ淨財を喜捨する分は省令の制限外なりと心得可然哉との伺に對し種々審議の上一昨十二日宗教警保兩局長より左の通り各宗派管長に通牒したる由

管甲第四五號
本年八月内務省令第三十八號發布相成候處寺院の檀徒信徒教會徒等にも任意申合せ寄附を爲し其間勸募と認むべきものは該省令に關係無之筋に候處往々疑義有之哉に相聞候候に付爲心得此段及通牒候也
三十三年九月十二日

内務省宗教局長 斯波淳六郎
同 警保局長 安樂 兼道

◎質問 今回の内務省令第三十八號並に第三十九號に付疑義の存する點も有之候はし本會に向て質問を發せられ度、本會は有益なる質問と認め候節は本誌上に於て答辨可仕候且つ該省令に對し地方當局官吏者か如何なる程度まで干渉を試みられ候や事實有のまゝ調査の上一々御報告希上候

雜 録

北遊雜記 (七)

本多 高陽

小樽の方は大抵に切り上げて、札幌に移ること、しやうか、併し札幌はホンノ一日居た計りであるから、甚だ見聞も狭いから書くことも少ない、小樽區役所に僕の友人が居るから、折々訪問しては四方八方の話をして楽しんで居たが、互に相談

して、日曜日の休暇を當て込んで札幌へ出掛けた、同區は流石に曠漠たる原野に人爲で都會を起した丈けに、函館や小樽とは違つて、市街の隅から隅まで坂途といふものはなく、市街は甚だ割に正しく出来て、町名の命じ方なども、順序正しく記憶に便利なる事は決して自然に發達した都會には見られぬ所である併し夫でも自然といふものは妙なもので、如何なる場合にも手傳ふもので、此札幌の街衢の發達上にも、始めの計畫や豫想とは違つた方向へ達し延長したソ一な、今此區の南端に東本願寺の別院がある、此地は山鼻村とて郡部に成て居る、元來此別院は初め管刹と稱して早く此區の建設せられたと殆ど同時に設けたもので、其頃の見込では勿論、官吏などの豫想でも此邊は必ず繁華なる場所になる積りで有たといふ話であるが、其後實際は漸次北方に發達して、南方へは一向發達せず今猶寂しい村落である、其上停車場が北方に出來たから、益北方に發達するのみであらう、夫を思へば西本願寺の別院は後に略發達の大勢も知れてから、設けたのであるから、今日は繁華の町中に在るのは好都合である、見込違に付て面白い話を聞いた、初め北海道に都府を建設して政廳を開かんと計畫して、役人が出張し曠漠たる石狩原野を踏査して、江別村の地に到り此地は殆ど石狩原野の中央でもあり、又石狩川の岸にありて水運の便利も宜しければ、之れ屈強の政廳を設くるには此地に上越す場所はあるまじと見定て、標柱を建て歸つた、夫から一冬越して翌年愈建設に着手せんとて、他の官吏が出張して見しに、前年何處に標柱を建て

置きしや頼と分らず、詮方なく此邊にすべしとて建設したるは今の札幌なりといふ、是固より一の傳説にして眞偽の程は知るべからざれど、札幌の地は水利なく隨て交通の便は、江別よりも劣れるを見れば強ち無根の傳説とも言はれぬかも知れぬ、して見ると札幌の地は人に譬へたら餘程饒幸といふものであらう、併し先年第七師團本部を上川郡旭川村に定められ、又北海道の離宮も同所に建てらるゝといふより、同所は非常に繁榮に赴き、札幌に差響くことは少なからぬ鹽梅である、道廳も其内の一部分即鐵道部などは兩三年を出でずして、旭川の方へ移さるゝであらうといふ、遂には道廳全體も移さるゝであらうなぞといふ下馬評もある、氣の早い商人などは已に本店を引移した者もありとの話である、併し僕の考はソ一早く道廳移轉といふ様な事は起るまい、ズト北部が開けて札幌では餘り南に偏して不便で仕方が無いといふ時が來れば、それは道廳移轉よりも、却て分れて二縣三縣に分轄する様になりはすまいか、札幌近邊も益開けて行くのである、殊に二十哩かそこらの近い所に小樽といふ北海第一の海港があるされば全然道廳を旭川に引越す事は先づ無からうと考へる、今の札幌を描くならば、札幌は政治的都たる丈けに、函館や小樽の如き商業地とは全く様子が別である、譬へば札幌は京都の如く、小樽は大坂の如く、東京で言へば、札幌は麹町區邊の如く、小樽は日本橋區邊の様子があつた、札幌で注目すべきは農學校であらう、此學校は誰も知て居る通り、其目的は重に北海道の拓殖事業を進めんとにある、學校の組織主義等

は丸で阿米利加風である、それであるから此校の卒業生は道廳の官吏となりて居る者も少くない、又自ら何程かの未開墾地の貸下を願て、開拓に従事して居る人も随分多ければ、又他の大なる開墾地の監督をして居る人もあれば、教育に従事して居る人もある、何に致せ北海道の拓殖事業に貢献する所は少からずといふべきである、又殊に此學校に付て注目すべき事は、基本財産の一條である、始め有望の土地を擇んで澤山此學校の所有にせしめたから追々其土地が開けて來て、今では成墾した立派な田地が殆ど百町歩もあり、猶年々開墾せられつゝある、夫で其内地からの收獲は、年々巨萬の額に上り、當今では同校は殆ど獨立をもする事が出来るといふ模様であるといふ、誠に結構な譯である、夫に就て思ふに、數年前に帝國大學獨立論が唱へられた事があるが、ドモ善い考も付かずして其議論も何時の間にか、立消せられた、國家の義務として維持して行く學校であるから、別段獨立しなくも善いと言へば夫迄なれど、僕は出来るなら獨立させたい、夫にはドモ急には出來ぬから、今より漸次に其方針に向けるとして、北海道の未だ貸下げを了せないう、而も有望なる地を大學に貰ふ事したら、好都合で且有望であらうと思へる、彼天鹽川沿岸の地などを就て聞いて見ると、實際貸下げの公布せられぬ前に大勢は已に定り、大方山師等の喰物となり、無智の移民等の困難は一方ならぬである、政府の測量手も入らぬ前に、秘密測量者が其處此處で澤山行き過ふ有様は、恰み泥棒の角付合ひの如く、斥侯の衝

突の如くで面白い位であるといふ實談を聞いた、ソナ弊害の多い事も全く止める事は出来ぬが、大學が何程か貰て農科工科大學生おの修學旅行として實測させる等も面白い、せめては其都合丈でも弊害が無からうと思へる、夫に付て余は猶進んで思ふに、大谷光瑩師は北海道に澤山土地を所有して今開墾中である、眞宗大學は一つや二つの別荘を賣らすよりも寧ろ北海道の地所を貰ふべし、是恐く永遠の策であらう、夫よりは猶直接なのは此頃諸宗の大師では土地を下げ戻して貰た事は莫大である、是を従前の如く無い物と見て其收益全體を其宗の學校の基本財産に組み入れる事を勸告せやうと思ふ、高野山などは多年の宿願を達して、分離獨立した事である、是から教育の衰へる様では分離希望で實行した連中の罪は甚だ深い、一番奮發して教育基本金を固定して貰ひ度い、弘法大師は教育には熱心で綜藝神智院を設けて、徒弟の教育に心を盡した人である、其跡を追ふ阿闍梨方にも矢張教育に奮發して貰はふと切望するのである、併してこれはホンの一例で、何宗にも同じ希望である、飛んだ横途に這入たが、次に札幌所觀を述べやう、

信 界

驕慢なる私

曉 鳥 敏

邪見驕慢の悪衆生とは實にこの私を指されたのである、私

は邪見である、私は驕慢である。この外、私の缺點を云ふた澤山で、放佚、懈怠、貪欲、愚痴、臆怯などは我胸にピンピンこたへる缺點である、煩惱具足の凡夫と佛陀が示され、儂弱怯劣の凡夫と龍樹大士が示されたのは、外の人の事ではない、この私を誡められたのである。何も氣付かんで暮せはるれ切りではあらうが、よく心静めて、自身か毎日行ふ事や、思ふ事を検査して見ると、御耻い事ではあるが、色々もろくな事がない。考へれば考ふるほど、つまらないのは私の思想や、私の行爲である。然るに私は常にこのつまらない、穢れた身分である事を忘れては、或時は怒り、或時は悲しみ、或時は嫉み、或時は憾む。私が人が無禮であるとか、輕蔑したとか云ふて怒るのも、人が用ひてくれぬとか、社會が私を重んぜないとか云ふて悲むのも、人が出世をするのをあまり心よく感ぜぬのも、或は又人が私をヒドイ目に逢はしたと云ふて憾むのも、皆よく一つ一つ考へて見ると、いつでも私は私の身分を忘れて居る時である。私がやはりえらい氣、よゝ氣で居つて實際に、自身に行ふたり、思ふたりする事のつまらぬ、悪い、きたない事を忘却して居るから、人に怒つたり、人を悲んだり、人を嫉んだり、人を憾んだりする。づまゝり私が高慢であるから種々のまちがつた考ひを起すのである。此點から考へて見ると、私の多くの缺點の中で尤もヒドイ缺點は、私が驕慢であるといふ事に結歸する。私が驕慢で、自分はえらいと思つて居るやささへ、人がむらく扱つてくれないと、いや無禮である、いや輕蔑したの、いや社會が容れないのに、實際よくもないのよと思つて自惚れて居るやうなつまらぬ事はないではないか。今の日本には實にこの自惚れ者が多いのではないからうか。上は大勳位閣下より、下は車夫に至るまで皆この自惚れと云ふ病に罹つて居りはせぬか。諺に梅毒氣と自惚のない者は居らぬと云ふ事があるが、實際はどうか知らぬが、この諺が我國にあつて民間に傳へらるゝのは我國の大なる耻辱ではないか。梅毒氣のない人は居らぬとは肉體的に我國の死を意味するのであつて、自惚のない者は居らぬとは精神的に我國の死を意味するのであつて、自惚はして餘りあるではなからうか。私か、我國の總てか驕慢の心に支配せられて居ると云つたのはあなから獨斷でもないらしい。梅毒の我國に傳はつたのは今から二百年も前であつた云ふ事で、元は我國になかつたものゝやうなのに、今日となつては、誰人でも梅毒氣があると歌はるゝに至つては言語道斷である。又我國の民の驕慢心の募るやうになつたのは維新以來、ルソーの民約論や天賦人權説や、ミールの代議政體論などか盛に讀まれたのは一の原因であるに違ない、それにこのころでも加藤弘之博士の如きは盛りにホップスやベンザムの倫理説を唱導し、福澤諭吉氏の如きは熱心に獨立自尊主義とやらを主張し、宣布しつゝあるさうな、私は是等の教によりて我國民は益々驕慢に陥りはせぬかと、及ばずながら心配をして居るのである。彼等國民は西洋から喜んで權利の思想を受けこむんで、義務と云ふ事を忘れた。義務を勤めないで權利を主張するのは驕慢でなからうか、自惚でなから

ぬなんどと云ふて、怒つたり、憾んだり、種々氣をもくくではあるが。翻つて、自己が、社會に對していかほどのよい事をしたか、自己が果して人から尊敬せられるやうな行ひをし、思想をも持つて居るかど云ふ事を考へて見ると、實際社會が悪いのではないので、この怒つたり、憾んだりした私が悪いのである。まさか社會は實際正直に私を價値通りに買ふてくれたのであるまさか。うれを安く買はれたと思つて怒つて居るのは、つまり己れ知らずの馬鹿者、自分の價値を高く買ひ過ぎる自惚者、即ち驕慢の心が離れられぬからではなからうか。外の御方の事は確にうれと云ふ事は出来ませぬが、この私の事を懺悔しますれば、私は常にこの驕慢心から、種々の罪惡を造り、煩惱を起しよした。

世間では自を以て他を計ると云ふ事もありませんが、其せいとも知れないが、私が見ますにはどちらとも今の日本の國民はすべて驕慢ではなからうか。青い眼鏡をかけて見れば世の中かすべて青う見え、赤い眼鏡をかけて世の中を見れば、總ての物が赤くなつて見える如く、驕慢なる私の眼から觀察したのだから、今の日本國民か皆この驕慢の病に罹つて居ると云ふは或は當らぬかも知れぬ、私は對する當つて居らぬ事を冀望するのである。兎に角、私の眼に映する日本國民、特に私のやうな青年にはこの驕慢の病に罹つて居る者が多いてはないかと思はるゝ。支那の古い教へにも滿は損を招くと云ふ事があつて、この驕慢は恐しい者はない。實際によいのをよいと

一金四錢 小林佐吉 一金五十錢 小竹久藏
 一金二十五錢 渡邊八右衛門 一金十錢 石黒仙之助
 一金九圓貳拾八錢 長野市眞宗本派教務所内禰津宗範取次

内譯
 一金五圓 正源寺御命日講 一金一圓 本派河内島法中
 一金一圓 下勝德寺婦人教會 一金一圓 清水與助母
 一金十錢 牧野録之助 一金六錢 同女某
 一金五錢 禰津宗範 一金五錢 金子ナ某
 一金五錢 禰津宗範 一金二錢 女某

一金五圓四拾錢也 筑後國浮羽郡江南村隆法寺取扱分

内譯
 一金二圓五錢 金本同行中 一金二圓三錢 末石婦人會中
 一金一圓〇二錢 小向婦人會中 一金四十二錢 島婦人會中
 一金二十九錢 清宗婦人會中 一金二十錢 萩野内
 一金十錢 小山千太郎 一金十錢 吉田政吉
 一金十錢 佐藤政八 一金十錢 尾花サク
 一金五錢 林ミエ 一金十五錢 佐藤箴八

一金四圓十二錢 羽後六郷町枝川壽岳取次
 相馬盛道

内譯
 一金二十錢 檜尾八五郎 一金十錢 藤井松右衛門
 一金五錢 久米仁吉母 一金五錢 高橋長右衛門
 一金四錢 後藤五郎右衛門 一金五錢 佐藤春吉
 一金五錢 高橋多次兵衛 一金十錢 稻葉なみ
 一金五錢 高橋與助 一金二錢 高橋倉吉
 一金五錢 高橋長藏 一金五錢 高橋長兵衛
 一金二錢 栗澤岩吉 一金五錢 田口小四郎
 一金十錢 高橋鎮平母 一金五錢 煙山佐吉

一金四錢 橋善藏妻 一金十錢 藤肥良之助
 一金五錢 高橋久兵衛 一金五錢 田口重三郎母
 一金四錢 高橋龜藏 一金五錢 島山正五良
 一金十錢 高橋はる 一金十錢 藤井善十良
 一金四錢 梅川傳四郎 一金十錢 鈴木市藏
 一金十錢 鈴木市藏母 一金十錢 鈴木市藏
 一金四錢 煙山房吉妻 一金二十錢 佐藤銀藏
 一金五錢 富樫つね 一金五錢 田口重藏
 一金五錢 高橋六兵衛 一金五錢 大橋宇三郎
 一金五錢 柏谷福藏 一金四錢 佐藤半助母
 一金四錢 佐藤藤七母 一金五錢 佐藤又藏
 一金五錢 熊谷友吉 一金五錢 左藤桑藏母
 一金五錢 地主梅五郎母 一金十錢 高橋與七
 一金十錢 藤岡周吉 一金五錢 須田妙信
 一金五錢 田口初五郎 一金五錢 須田吉藏
 一金十錢 梅川幸吉 一金五錢 齊藤三藏
 一金八錢 佐藤丹藏 一金十錢 又井喜兵衛母
 一金五錢 山田のゑ 一金三十錢 梅川官藏
 一金五錢 菅原宇三郎 一金十錢 小西重吉
 一金五錢 伊藤のぶ 一金十錢 下田く
 一金十錢 相馬てるゑ 一金五錢 下田く
 合計金四圓十二錢也
 一金四圓四十錢 大和眞田松水取次

内譯
 一金四十五錢 眞田松水 一金二十五錢 日高篤誠
 一金二十錢 玉岡觀心 一金二十錢 眞田英信
 一金三圓 日高荷仙 一金二十錢 内田覺順
 一金十錢 久保適水 一金十錢 大内覺太助
 一金四圓〇四錢 花水學三取次
 内譯
 一金三圓 越中國射水郡大島村慈善會法中同行

一金二十錢 同稱念寺住花木學三
 一十錢 同寺坊守
 一金五十錢 婦人會小林北高木 鳥取南高木
 一金四錢 佐々木甚七妻
 一金五錢 同娘すず
 一金六錢 同松長新四郎
 一五錢 海内普教妻
 一金四錢 稱念寺本堂慈善箱
 一金二圓八十錢 三河國寶飯郡形原村長田了照取次

内譯
 一金五十錢 長田了照 一金十錢 長田讓
 一金五十錢 大竹宗十 一金二十錢 平野常太郎
 一金二十錢 間瀬幸四郎 一金二十錢 間瀬五郎兵衛
 一金十錢 大竹松藏 一金十錢 太田すみ
 一金八錢 大竹萬吉 一金四錢 杉浦鐵之助
 一金五十錢 山本吉兵衛 一金十錢 稻垣鐵之助
 一金五錢 都築澤吉 一金三錢 杉浦くま
 一金十錢 山本藤助

一金十七圓四十八錢八厘 美農揖斐郡大谷派善明寺取扱分
 善明寺
 廣瀬 現澄 一金十錢 古川誓遊
 善明寺
 廣瀬 現澄 一金十錢 古川誓遊

一金一圓 廣瀬 現澄 一金十錢 古川誓遊
 一金六十三錢六厘 同 同 同
 一金九十四錢 同 同 同
 一金四十一錢 同 同 同
 一金一圓 同 同 同
 一金五十一錢 同 同 同
 一金一圓四十七錢 同 同 同
 一金四十四錢 同 同 同
 一金七十錢 同 同 同
 一金八十六錢七厘 同 同 同
 一金七十錢 同 同 同

一金一圓十二錢 奥郷南組 同 同
 一金九十九錢五厘 奥郷中組 同 同
 一金一圓 同 同 同
 一金一圓 同 同 同
 一金二十七錢 同 同 同
 一金十錢 善明寺ニテ 同 同
 一金二圓五十錢 近江東淺井郡田中村高月圓靜取扱分

内譯
 一金二十錢 新田恒九 一金二十錢 野守美觀
 一金十錢 安藤專明 一金十錢 平野義教
 一金二十錢 貴山聰慧 一金十錢 藤本宗賢
 一金二十錢 京極清陰 一金十錢 黒田榮觀
 一金二十錢 島田是明 一金十錢 山階賢證
 一金二十錢 徳永慶山 一金二十錢 村井ます
 一金五十錢 高月圓靜

一金十一圓二十八錢八厘 三河國碧海郡今村清水良秀募集
 内譯
 一金五十八錢七厘 第一號組 一金四十五錢八厘 第二號組
 一金五十錢 第三號組 一金一圓十七錢 第四號組
 一金一圓五厘 第五號組 一金一圓三錢六厘 第六號組
 一金八十四錢 第七號組 一金七十一錢 第八號組
 一金八十一錢五厘 第九號組 一金八十四錢六厘 第十號組
 一金三十一錢 新田 一金三十七錢 西新田
 一金四十九錢 荒曾根堀口山 一金五十錢 上倉
 一金十二錢 清水あい 一金十六錢 岡本元承
 一金一圓 專超寺

一金三圓八十四錢 備後某氏取次

一金二十錢	井上清七	一金二十錢	桑田千藏
一金十錢	有木宗三郎	一金五錢	有木顯太郎
一金四錢	伊垣吉右衛門	一金五錢	有木與之助
一金四錢	宮本角次郎	一金四錢	有木長次郎
一金十錢	弓手民五郎	一金十錢	伊藤彌六
一金五錢	伊藤村介	一金五錢	大宮又三郎
一金四錢	同 忠平	一金一錢	同 平三郎
一金三錢	同 文次郎	一金四錢	同 榎松
一金五錢	同 仲次郎	一金三錢	同 市右衛門
一金十錢	同 喜代次	一金五錢	同 長谷川藤兵衛
一金二錢	伊藤好八	一金二錢	同 伊藤喜平
一金二錢	宮藤常吉	一金一錢	同 伊藤直助
一金六錢	宮宗右衛門	一金二錢	同 宮宗平三郎
一金四錢	同 岩五郎	一金四錢	坂本彌助
一金四錢	同 伍助	一金四錢	木村楠太郎
一金四錢	同 兼吉	一金二錢	坂本イシ
一金五錢	谷坂勘次郎	一金六錢	同 重吉
一金六錢	坂本又十郎	一金八錢	白石慶治
一金五錢	湯川八兵衛	一金三錢	坂本四郎右衛門
一金三錢	宮根久吉	一金二錢	小川猪之助
一金五錢	岡田三五郎	一金二錢	宮根九郎兵衛
一金二錢	同 留吉	一金四錢	岡田丈吉
一金四錢	小川宗助	一金二錢	正田為吉
一金三錢	正田倉治		

一金二錢	白石三喜藏	一金三錢	岡田傳治
一金四錢	正田權七	一金二錢	白田佐平
一金三錢	小川權八	一金二錢	正田伍郎助
一金五錢	若林森助	一金五錢	岡田太郎
一金三錢	正田又吉	一金五錢	正田増次
一金三十錢	小川小平	一金五十錢	某

一金三圓九十六錢 (爲替料及郵送料差引) 筑前國鞍手郡杉龍勝扱

內譯	栗山宗圓	一金五十錢	篠田鵬翼
一金一圓	鷹取僧拙	一金一圓	至曉講
一金四錢	弓削田善五郎	一金七錢	山田武左衛門
一金五錢	弓削田六郎母	一金十三錢	杉龍勝母
一金十錢	山本兵七内	一金廿五錢	武田よし
一金五錢	灰田吉之丞	一金五十錢	杉龍勝

近江旭野慧憲取扱

內譯	旭野慧憲	一金十五錢	野上覺道
一金五錢	兒玉傳吉	一金十錢	兒玉あくり
一金十錢	辻村吉彌	一金五錢	兒玉彦太郎
一金四錢	兒玉秀治郎	一金五十一錢	其他有志者

陸中本誓寺取次

內譯	本誓寺永井家族	一金四十錢	同寺參詣者中
一金卅錢	平井六右衛門		
計金二百八十七圓四十八錢九厘			
總計	金五百三十四圓六十五錢六厘		